

## 物品見積依頼書

下記のとおり物品の見積を依頼します。

令和7年2月17日

鳥取市長 深澤 義彦

### 記

#### 1 見積りに付する事項

- (1) 件名 令和7年度事務用品(単価契約)
- (2) 数量及び仕様等 別紙1見積仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 納入場所 鳥取市幸町71番地  
鳥取市役所本庁舎4階会議室4-2ほか
- (5) 納入期限 発注があった日から1週間以内とする。  
ただし、別に指定する場合はこの限りでない。

#### 2 見積りに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について(令和5年鳥取市告示第593号)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、当該資格区分が別表に定める「文具・事務用機器類」の「文具」に登録されている者であること。  
ただし、別紙1見積仕様書の資格区分欄に記載のある事務用品については、その営業種目に登録されている者も可とする。
- (2) 本市内に本社、営業所等を有する者であること。ただし、営業所等の場合は、当該営業所等の代表者等が受任者として鳥取市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されていること。

#### 3 見積書の提出場所等

- (1) 場所  
鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階  
鳥取市総務部検査契約課(電話:0857-30-8121)
- (2) 期限  
令和7年3月3日午前12時(正午)まで
- (3) 見積方法  
ア この見積は、(1)の場所の投かん箱に投かんして行うものとする。  
イ 見積書は、別紙2見積書に、品名ごとに単価(税込)を記入すること。なお、1円

未満の金額は、切り捨てるか又は切り上げて端数を出さないこと。

※消費税は10%で計算すること。

ウ 別紙1見積仕様書の銘柄指定欄に銘柄指定と記載した物品は、参考品1～2に記載の物品とし、銘柄指定欄に同等品可と記載した物品は、参考品1～3に記載の物品又は規格と同等以上の物品とする。

エ 別紙1見積仕様書の環境欄の◎印のものはグリーン購入法適合商品で、○印のものはその他環境に配慮した商品で見積もること。

#### 4 落札者の決定方法等

##### (1) 落札者及び落札候補者の決定

鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積を行った者を落札者とする。

ただし、仕様書に記載のない同等品での応札者は、落札候補者とする。

落札者及び落札候補者へは、その旨を令和7年3月4日午前12時までにファクシミリで通知する。

##### (2) 同等品の審査

落札候補者は、応札した同等品及びそのカタログを持参し、その仕様が見積仕様書に適合することの審査を、令和7年3月5日午前12時までに3の(1)の場所において受けなければならない。

##### (3) 落札候補者の落札決定

応札した同等品の仕様が見積仕様書に適合している場合には、落札候補者を落札者とする。応札した同等品の仕様が見積仕様書に適合していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として以後落札者の決定まで同様とする。

##### (4) 抽選

落札者となるべき者が2名以上の場合は、別に指定する場所及び日時において、くじにより落札者を決定する。なお、当該見積者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 5 再度の見積

予定価格の制限の範囲内の価格の見積がないときは、別に指定する場所及び日時において、再度の見積に付するものとする。

#### 6 その他

(1) 無効となる見積の範囲 この見積依頼書に示す見積りに参加する者に必要な資格のない者のした見積及びこの見積依頼書又は見積仕様書に記載する条件に違反した見積

(2) 問い合わせ先 鳥取市総務部検査契約課

電話：0857-30-8121

ファクシミリ：0857-20-3948